

【中間検査手数料の算定例】

(算定例1) 1階壁及び2階床の配筋完了の時点で中間検査を必要とする建築物の場合

→ 1階及び2階の床面積の合計

(算定例2) 木造住宅など小屋組み完了時点で中間検査を必要とする建築物の場合

→ 全ての階の床面積の合計

(共通事項) 地上部分と構造的に一体となる地下室がある場合は、面積に算入されます。

別棟になる地下車庫や物置等は検査対象外として算入されません。

一階部分の一部が車庫等になっている場合も面積に算入されます。